答弁第二三一号

内閣衆質一七〇第二三〇号

平成二十年十一月二十一日

国 務 大 臣 内閣総理大臣臨時代理 河 村

建

夫

衆 議 院 議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出韓国国会に発議された対馬に係る決議及び対馬の現状に対する政府の認識等に

関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出韓国国会に発議された対馬に係る決議及び対馬の現状に対する政府の認識

等に関する再質問に対する答弁書

一、二及び四について

外交上の個別のやり取りについて明らかにすることは、大韓民国との関係もあり差し控えたいが、 政府

としては、対馬が我が国固有の領土であり、大韓民国政府も対馬を同国の領土として認識していないこと

は明らかであるとの認識に基づき、引き続き、大韓民国国会の動向等について、注視するとともに、

に応じて大韓民国政府の注意を喚起する等、 適切に対応していく考えである。

三について

お尋ねについては、 例えば、 不動産の登記記録からは、 登記名義人の国籍等を把握することはできない

こと等にかんがみ、 調査等を行い、 詳細を把握することは考えていない。